

新宮町告示第108号

令和5年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月22日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和5年12月1日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君	片岡 誠治君
温水 眞君	安武久美子君
庵原 伸一君	西 健太郎君
大牟田直人君	横大路政之君
北崎 和博君	牧野真紀子君
上畝地白馬君	松井 和行君

○12月1日に応招した議員

全員

○12月4日に応招した議員

全員

○12月5日に応招した議員

全員

○12月12日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第4回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和5年12月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月1日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第100号議案 新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第101号議案 新宮町国民健康保健税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第102号議案 新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第103号議案 新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第104号議案 新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第105号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第106号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第107号議案 新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第108号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第109号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第110号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第111号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第112号議案 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第113号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第114号議案 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第115号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第116号議案 工事請負契約の変更について(町道の野~寺浦線道路改良工事(第

4工区))

- 日程第20 第117号議案 新宮町立相島保育所の指定管理者の指定について
- 日程第21 第118号議案 新宮町立学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第22 報告第22号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第23 報告第23号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第24 報告第24号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第100号議案 新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第101号議案 新宮町国民健康保健税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第102号議案 新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第103号議案 新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第104号議案 新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第105号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第106号議案 新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第107号議案 新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第108号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第109号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第110号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第111号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第112号議案 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第113号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第114号議案 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につ

いて

- 日程第18 第115号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第116号議案 工事請負契約の変更について（町道の野～寺浦線道路改良工事（第4工区））
- 日程第20 第117号議案 新宮町立相島保育所の指定管理者の指定について
- 日程第21 第118号議案 新宮町立学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第22 報告第22号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第23 報告第23号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第24 報告第24号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 江口 正明君 | 2 番 | 片岡 誠治君 |
| 3 番 | 温水 眞君 | 4 番 | 安武久美子君 |
| 5 番 | 庵原 伸一君 | 6 番 | 西 健太郎君 |
| 7 番 | 大牟田直人君 | 8 番 | 横大路政之君 |
| 9 番 | 北崎 和博君 | 10番 | 牧野真紀子君 |
| 11番 | 上畝地白馬君 | 12番 | 松井 和行君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 桐島 光昭君 副町長 …………… 田中 真人君

教育長 …………… 小川 隆弘君

総務課長 …………… 太田 達也君 地域協働課長 …………… 片山 勇二君

政策経営課長 …………… 井上 美和君 税務課長 …………… 尾田 繁男君

住民課長	……………	堺 好行君	健康福祉課長	……………	山口 望美君
産業振興課長	……………	森 真二君	環境課長	……………	安河内正路君
都市整備課長	……………	西田 大輔君	上下水道課長	……………	高橋 忠久君
会計管理者	……………	末永富士美君	学校教育課長	……………	森 和也君
社会教育課長	……………	桐島 聡君	子育て支援課課長補佐	……………	阿部 仁君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回新宮町議会定例会を開催いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、温水眞議員、4番、安武久美子議員、事故に備えて5番、庵原伸一議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月12日までの10日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの12日間に決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（桐島 光昭君） おはようございます。

本日、ここに令和5年第4回新宮町議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご出席をいただき、誠にありがとうございます。令和5年も早いもので、あと1か月となりました。令和5

年を振り返ってみますと、世界水泳選手権及び世界マスターズ水泳選手権2023九州大会が福岡で、バスケットボールのワールドカップが沖縄でと、世界的なスポーツの大会が立て続けに国内において開催され、それも九州で行われております。世界マスターズ水泳選手権では、新宮町在住の方々も出場され、そのうち、お1人の方が金銀銅メダルを獲得され、メダルの色コンプリートの快挙を達成されました。改めまして、心からお祝いを申し上げますとともに、出場された皆様のこれまでの努力に心から敬意を表するものでございます。

一方で、国際情勢を見ますと、終わりが見えないロシアのウクライナ侵攻、激化するパレスチナ問題、北朝鮮の動向、また昨日から開催されておりますCOP28など、今後の国際社会に大きく影響を与える動きが気になるところでございます。

国内におきましては、9月に第2次岸田第2次改造内閣がスタートし、10月に召集された臨時国会は現在も続いております。憲法改正、安全保障問題、少子化対策、エネルギー対策など、先送りできない課題への取組や物価高、経済対策を盛り込んだ国の補正予算が、一昨日成立したことにつきましても注視してまいりたいと考えております。

自然災害につきましては、今年も梅雨時期に豪雨が各地を襲いました。先日、行政区長会の管外研修に同行させていただき、平成29年7月に大雨災害に見舞われました東峰村を視察してまいりました。国や県による大規模な直轄復旧工事が今も施工されている中、本年7月の豪雨により、再び災害が発生したとのことで、自然の恐ろしさを目の当たりにしたところでございます。亡くなられた方々、ご遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、東峰村及び村民の皆様をはじめ、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

長く続きました新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されたことにより、イベントなどではコロナ禍以前と変わらぬ状況で実施されるもの、またこれまでとはやり方を変えて実施されるものなど、様々な取組によりにぎわいを取り戻す、またはさらなるにぎわいが見られるようになってまいりました。

11月3日恒例のまつり新宮や東部地域では、11月23日に開催されました立花口集落内での竹灯籠まつりでは、町内外から多くの方が集まり、笑顔とにぎわいあふれる様子に触れることができました。今後も、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行に注意しながら、町民皆様の笑顔に接する機会が増えるよう、行政運営を行ってまいりたいと考えております。

私が4月の統一地方選挙を経て、町長に就任し、はや7か月が経過をいたしました。長崎町政からバトンを引き継ぎ、新宮町を福岡県の至宝にをスローガンとして、子育て、教育、高齢者支援、産業経済戦略、行政、まちづくりなどの分野について、主要施策の基本方針として、6月の所信表明でも述べさせていただきましたが、継続事業として取り組んでいるものにつきましても順調に進んでおります。また、新たな取組や検証、検討が必要なものにつきましても、現在所管課に

において検討している状況であり、事業の開始等には、いましばらく時間がかかるものと考えております。20年後、30年後も新宮町が持続可能な町であり続けられるよう、第6次新宮町総合計画に掲げる施策を進めるとともに、私が公約として掲げた事業の実現に向けて、今後も努力してまいりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定改正9件、令和5年度補正予算7件、契約認定等3件の計19議案、あわせて諸報告3件となっております。なお、追加議案の予定もございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第100号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第100号議案、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（尾田 繁男君） おはようございます。

第100号議案、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

提案理由といたしまして、税等の督促にかかる手数料を廃止することにより、納税・納付の利便性の向上を図るため、新宮町税条例等の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条につきましては、新宮町税条例の一部改正でございます。第2条、第2号中の記載の字句を削り、第21条を削除するものです。第2条につきましては、新宮町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正で、題名を記載のとおり、新宮町延滞金徴収条例と改め、第1条中記載の字句を削り、第2条を削除するものでございます。第3条につきましては、新宮町道路占用条例の一部改正で、第4条中の字句を記載のとおり改めるものでございます。第4条につきましては、新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、第5条、第2項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月の1日から施行するものでございます。参考資料といたしまして、2、3ページに新旧対照表をつけていますので、ご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。単純な話なんですけど、どうして、その督促手数料を今回、削除、要するに廃止するようになったのか、それぞれ経緯を教えてください。以上です。

○議長（松井 和行君） 税務課長。

○税務課長（尾田 繁男君） はい。

一応、全員協議会でも説明させていただいたんですけども、今とっている督促手数料は、督促を行うことに対する費用負担と考えることができますけども、督促行為は法律で義務づけられているものであり、督促行為に要する経費は行政として必要な経費であるものと言えます。

したがって、督促手数料の徴収を廃止することに合理性を欠くものではないと考えております。納期内に納付した人と遅れて納付した人の公平性を保つためには、延滞金のほうを確実に徴収していくことに注力をしていくことといたします。

あわせて、現在ですね、督促状が納付書型になっていることから、当初の納付書と督促状での二重納付、これを防ぐことによる住民の方々の利便性の向上とあわせて、督促状を発送するにあたり、当初納付書をコンビニで納付するにあたり、納期限後10日間ということに設定しているものを、これを廃止することにより、1年間なりの納期限を延長して、納税者の利便性の向上を図るために行うものでございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。分かりやすい説明ありがとうございました。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかに。質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第100号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第100号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第101号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第101号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） おはようございます。

第101号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から、出産被保険者に関わる産前産後期間の国民健康保険税の所得割及び均等割の軽減措置が講じられるため、法制上の都合による条例

本則中の表示を修正するとともに、このたびの法改正に対応するため、新宮町国民健康保険税条例を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。議案1ページから5ページ7行目までの第23条第1項の改正につきましては、法制上の理由によります国民健康保険税条例内の表示の修正でございます。こちら新旧対照表に沿って、ご説明いたします。

9ページをお願いいたします。9ページ内①、②、③を（ア）（イ）（ウ）という表示に変更いたします。同様に23条内に存在いたします表示も変更するもので、お手元の新旧対照表では、ほかに10ページ、11ページが該当いたします。あわせまして、該当箇所は5か所となります。

ページ戻りまして、5ページ8行目をお願いいたします。23条に次の1項を加える。これ以下の規定が今回の法改正による軽減措置の内容になります。主な内容は、国保世帯に出産を予定する被保険者が存在する場合、その世帯の国保税の算定要素となる出産被保険者の所得割、均等割を軽減する旨を規定し、1号、2号においては医療費分、3号、4号におきましては後期高齢者医療支援分、5号、6号におきましては介護分に規定を分けまして、それぞれ所得割と均等割について軽減の規定を設けております。

続きまして、6ページ18行目、第24条の2の次に次の1条を加えるとあるのは、新たに第24条の3を設けまして、出産被保険者が、この制度の届出に必要な書類、事項、届出期間を規定しております。

附則といたしまして、この条例を令和6年1月1日から施行するものといたします。また、令和5年12月以前及び令和4年度以前の国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第101号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第101号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第102号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第102号議案、新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） 第102号議案、新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、治療が必要な子どもが経済的理由で受診抑制されることがないように、子育て世帯の医療費の経済的負担を軽減するため、新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。1ページをご覧ください。新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第1号イ中、「12歳」を「18歳」に改め、同号ウを削る。第4条第1項ただし書中「及びウ」を削り、「次の各号に規定する額」を「入院以外に関わる自己負担分相当額のうち、1月につき500円（ただし、自己負担額が500円に満たない額の場合は当該額。）」に改め、同項第1号から第3号までを削ります。子ども医療費の適用範囲を高校生世代まで広げ、同時に小学生から中学生世代まで、自己負担額の軽減を図るものとなっております。

附則といたしまして、この条例を令和6年4月1日から施行するものとし、この条例の公布後は、施行日前にあっても医療費の交付ができるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第102号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第102号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第103号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第103号議案、新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） はい。第103号議案、新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、治療が必要な子どもが経済的理由で受診抑制されることがないように、母子家庭及び父子家庭の児童・父母のない児童の医療費の経済的負担を子ども医療と同様の趣旨で軽減するため、法制上の都合による条例本則中の表示を修正するとともに、新宮町ひとり親家庭医療の支給に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。第2条の改正につきましては、法制上の理由による条例内の表示の修正でございます。新旧対照表3ページをお願いいたします。こちらにあります各号の見出しをイロハニホヘトからアイウエオカキへと変更するものでございます。

次に、第4条の改正です。ページ戻りまして、1ページ14行目をお願いいたします。第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。(1)入院の場合、母子家庭の母及び父子家庭の父は、1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)(2)前号に規定するもの以外の場合、ア.母子家庭の母及び父子家庭の父は、1月につき800円(ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額。)イ.児童及び父母のない児童は、1月に500円(ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額の場合は、当該額。)としております。この規定では、ひとり親対象児童の自己負担額を子ども医療の拡充内容と同等とするため、親とは区別し、自己負担額を定める規定に改めるもので、従来負担額を親だけに限定し、対象児童について新たに規定を設けるものとなっております。

附則といたしまして、この条例を令和6年4月1日から施行するものとし、この条例の公布後は、施行日前にあっても医療証の交付ができるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(松井 和行君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松井 和行君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第103号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(松井 和行君) はい。全員賛成と認め、第103号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第104号議案

○議長(松井 和行君) 日程第7、第104号議案、新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） 第104号議案、新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正されたことに伴い、新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。このたびの改正につきましては、改正法により、障がい者医療の支給対象者が、障がい者施設に入所した際の対象となる施設の範囲が拡大されたことにより、条例においても同様の改正を行うものでございます。

1ページのほうをお願いいたします。第13条第1項中「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」の次に、「老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設」を加え、同項中「入所」を「入所等」に改める。

附則といたしまして、施行日を公布の日からしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第104号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第104号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第105号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第105号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長補佐。

○子育て支援課課長補佐（阿部 仁君） おはようございます。

それでは、第105号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

2ページの新旧対照表で説明いたします。まず、第15条第1項第2号中の改正につきましては、令和5年9月15日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正で、認定こども園法第3条第11項が、同条第10項に繰り上がるための町の条例改正となっております。

次に、第36条第3項につきましては、先ほどの内閣府令による既存の規定の不備を補正する改正となっております。本文中、この場合において、以降は読替え規定となっております。第6条第2項では、特定教育・保育施設の定義を認定こども園、または幼稚園とされておりますが、第36条では特別利用教育を提供している施設と区別するものでございます。

なお、今回の条例改正は、内閣府令による関係法律の改正でございまして、今回の条例改正による本町の保育等に関する影響はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第105号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第105号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第106号議案

○議長（松井 和行君） 日程第9、第106号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） おはようございます。

第106号議案、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由としまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に

基づき、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。まず、第7条の2、安全計画の策定等につきましては、先ほど申しました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、国が定めたものが改正されましたことに伴っての新たな条項の追加でございます。利用者の安全確保を図るために、安全に関する指導、職員の研修及び訓練などを安全に関する事項についての計画を定めることが必須となりましたので、今回の追加になっております。

また、定期的に訓練や研修も行わなければなりませんので、そういった条項も今回あわせて追加で規定させていただいているものでございます。

続きまして、第13条の2、業務継続計画の策定等につきましても、先ほど申しました国が定めた設備運営基準が改正されましたことに伴っての追加になります。こちらは、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を作成し、職員に対し周知を図るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること、定期的に業務計画の見直しを行うことが努力義務として定められましたので、こちらを改めて追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。第14条、衛生管理等でございます。こちらは感染症及び食中毒の予防蔓延防止のための研修、訓練をすることが新たに追加になりましたので、そちらを条文の中に加えております。こちら先ほど申しております国の設備、運営基準の改正によるものでございます。

最後に附則、職員に関する経過措置でございますけれども、こちらにつきましては、国からの放課後児童健全育成事業の実施に関する通知、そちらの改正によるものがございます。放課後児童支援員としてみなすことができる研修修了予定者の内容が変更となりましたので、内容の変更をしております。これまでは修了したものとみなすものは、令和3年3月31日までに修了することを予定した者ということになっておりましたけれども、その後、期間の延長などがございましたので、今後の対応としては、2年以内に研修を修了することを予定している者と改めるものでございます。

戻っていただきまして、2ページ目、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第106号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第106号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第107号議案

○議長（松井 和行君） 日程第10、第107号議案、新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第107号議案、新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由としまして、令和6年4月から新宮東幼稚園を新宮幼稚園と統合し、町立幼稚園が立花幼稚園と新宮幼稚園の2園となることに伴い、新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正するもので、地方自治法の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。新宮町立幼稚園設置条例のうち、第3条中の表から、新宮町立新宮東幼稚園の項を削るものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

参考までに、新旧対照表をつけさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。条例に関することじゃないんですけども、町立幼稚園ですね、歴史もありましてすごく以前は、有意義に活用したと思うんですけども、ここのところ、元年度ですかね、幼児教育の無償化から、要は希望者、入園希望者が非常に減って、全協で報告されている数字でいくと、立花幼稚園で5名、新宮幼稚園で17名ですか、計22名というのが来年度の入園希望者ということで報告があっているんですけども、もう前々から言ってるんですけど、やっぱりダブルインカムで働いている、ご夫婦で働いている方が80パーとか85パーとかということになって、やっぱりなかなか今の30分延長になりましたけれども、今の終園の時間ですか。では、なかなかやっぱり難しい。それで通園バスとか、そういうものも今後は考えられるということですけども、今までのような状態であれば、入園させたくてもなかなか物理的にすごく難しいというような問題だと思うんですよ。それで、今後2つの幼稚園を、立花はちょっと保育の関係とかもありますので、ちょっと別にしまして現状のままずっと続けていくのか。それでももっと教育に、例えば特色ある教育、ALTとか、あるいはスポーツとかね、そういうものに特化とは言いませんけど、そういうものをやっぱり取り入れて幼児教育をやっていくのかというこ

とをですね、いろんな方法があると思うんですけど、そういうものを真剣に考える時間、時期じゃないかなと思うんですよ。幼稚園総務費でも博多東の部分はこの2年ぐらいありましたけど、それ除いても大体3億ぐらい経費がかかってるんですよ。雇用の問題とかありますので、簡単には結論は出ないと思うんですけど、そういうものをよくよく考えて、そういうのを例えば子育て支援にどうしたらいいとかね、学校教育だけじゃなくて、そういうものを本当考える時期じゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。議員がおっしゃったように、預かり保育も一つの方法だということがございますけれども、町の方針として就労支援に関しては保育所のほうで担っていただいて、幼稚園につきましては教育の場ということで、就労支援ではなくてやっぱり教育の場としての位置づけをさせていただいています。ただ、立花幼稚園につきましては、立花小校区に保育園がないということで、立花幼稚園に限って今、預かり保育をさせていただいているんですけども、今後、議員がおっしゃったように、そういった方針の見直しも含めて検討をしていく必要があるのかなということは、今後の課題だと考えております。

また、いろんな取組ですね、そちらのほうも今もう議員がおっしゃったように、例えばALTにつきましても、今、月に1回ほどALTの幼稚園に行らせていただいていますけれども、そういった英語教育の充実なども今後の1つの方策としてありますし、例えば給食の支給だったり、予算がかなり伴いますので難しいとは思いますが、あとバスの運転についてもかなりの金額がかかりますので、検討の材料としてはあるとは思いますが、実施に向けて具体的にできるかどうかは、いろいろまだ検討、いろんな課題を克服しないといけない問題がかなりありますので、一つ一つ可能なものから順次やっていきたいと考えております。

ただ現状として、就学前のお子さんの数自体が今、全体的に下がってきている状況がありますので、その点を1番前提に、今後の町立幼稚園の在り方について考えていかないといけないのかなというふうには考えております。今後も教育委員会の中で、継続的に議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。それでは、預かり保育については今のところ考えてないということで理解しとっていいんですけども、とにかく、特徴ある幼稚園にしてもらって、全国的にもね、この前も言いましたけど4,000ぐらい公立幼稚園があって、一昨年ぐらいの実態ですよ。これ報道の資料ですけど、それで毎年、全国的には150ぐらい減っていつているんですよ。町も、来年から3つが2つになるということで、これは今までのように、要は教育費っていいですか、5,000円なのか、3,000円なのか、8,000円なのか、いろいろあると思うんで

すけど、そういう部分が幼児教育無償化で、ほとんどゼロなんですよね。それで、私立に行っている方は、例えば通園バスの代金が上がるとか、あるいは、給食ですか、そういうものが上がっていくとかということで、いろいろ考えてやっているんですよ。ですから、町立幼稚園をこのまま残していくのが私もいいと思うんですけど、やっぱり特色ある教育のプログラムなんかを組んで、新宮幼稚園に行きたいというような、ぜひ幼稚園にぜひしていただきたいと思いますのでよろしく願いしときます。以上です。回答は要りません。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい、ほかに。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。この条例の直接の質問じゃないんですけど、新宮東幼稚園の跡地利用の話ですね。何か検討がもし進んでいる内容で今、出せる内容があったら教えていただきたいなというのと、その検討、いつぐらいに結果を出す予定なのかというのが、もし分かれば教えてください。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。前回の定例会の折にもお話しさせていただきましたと思いますけれども、現在、具体的な、それこそ検討中のごさいますて、今何にしようというふうに、まだ方針もちょっとまだ今のところは決まっておられません。ですので、時期につきましてもですね、今まだちょっとここで、いつ頃ってということもまだちょっと申し上げることができるような状況ではありませんので、今しばらくお時間をいただければと思います。以上でございます。

○議長（松井 和行君） ほかに。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。まず1点は、東幼稚園の統合に際して、職員の皆さんの処遇がどういう方針で決定したのか、お尋ねをしたいと思います。教育の現場に残りたいという先生方もいらっしゃるでしょうし、それから公務員という身分を残したいという方もいらっしゃる。それぞれ考え方、個々人であると思うんですが、どういう対応で結論が出たのか、出ていないのか、それをお尋ねしたいというふうに思います。それから、もう1点は、仮に統合されると、仮にっってもう決定したことなんですけど、統合されると教育委員会の職員定数、今55人、事務局を入れて55人ということで条例上はなっとなるわけですが、この定数55人は、町長部局に移管するって言うんですか、55人のうち何名さんかを町長部局に移して、定数をね、そして町長部局の職員充実を図るといような使い方ができるんじゃないかなと思うんですが、その辺の計画についてどういうふうになっとなるのか、定数は町長のほうにお尋ねしたいというふうに思います。以上です。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。職員の待遇についてお答えさせていただきます。

現在、正職員の方については、統合された際に、クラス担任でほぼ埋まるような状況になりそうだと、今、予定としてはなっております。したがって、会計年度任用の職員の先生方については、残念ながら退職していただくことになるのかなというふうには考えております。ですので、正職員については今後も継続的な雇用が続くというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。今、学校教育課長が申しましたような形ですので、学校部門から行政部門にはないです。はい、以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。そうしますと、会計年度任用職員の方は身分保障があるという前提では皆さんお考えではなかったと思いますが、それでもやっぱり縁があって東幼稚園で勤務されてた先生方ですから、せめて町の都合で統合されるわけですから、次の職場っていうんですか、どういう形で望みがかなうのか分かりませんが、例えば、今の若い先生方だと幼稚園教諭と保育士の資格を同時に取得されてる方、多いと思いますので、その辺の配慮、要するに会計年度任用職員の方の4月以降の勤務地、勤務先、こういったものに対する配慮っていうのはあっていいんじゃないかなと思うんですが、その辺は状況はどうなんでしょう。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。

会計年度の先生方にも、もう統合が決まった段階からご説明をさせていただいて、次の職場を探された先生方もおられました。あと、現在残っておられる先生方につきましても、ご希望があれば、学校のほうでの支援員であったり、介助員であったり、そちらのほうの空きがあれば、そちらのほうもご提案させていただいたりとかできればと思っております。

また、幼稚園そのものが、会計年度の先生方が全く必要じゃないという状況ではありませんので、補助の先生であったり、あと育休の代替の先生であったりというポストはまだ続きそうですので、そういった部分での配置はお願いしたいというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） これを最後しますが、せっかく先ほども言いましたけど、縁があって東幼稚園に勤務していただいた。なおかつ経営側、要するに幼稚園の運営経営側の都合で雇用する、それから、その職場がなくなるということから考えると、やっぱり当事者の方、これたまったもんじゃないと思うんですね。何年勤務されたか分かりませんが、ある日突然、職を解かれるというような状況になる立場をぜひ理解して、例えば相談窓口として、常に今まではそうやったけれども、これからこういうふうにやりたいんだというようなことが受入れられるような体制の持ち方をしていただきたい。結果について、我々がとやかく言うつもりはないので、要は

きちんと当事者の皆さんの声を聞きながら相談に乗れる環境を整備していただきたいというふう
に思います。

教育長、どうですか。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 今、議員おっしゃるとおり、我々もそういった視点で会計年度職員の方々に対応しておりますので、今おっしゃったとおりのところは今後も対応していきたいと思っております。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第107号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第107号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第108号議案

○議長（松井 和行君） 日程第11、第108号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第108号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、地方自治法の現行での第243条の2が改正をされまして、改正後には第243条の2から第243条の2の8までとされたことによりまして、改正前の243条の2、こちらのほうは普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関するものでございますけれども、こちらのほうは改正後では第243条の2の7、改正前の243条の2の2につきましては、職員の賠償責任の規定でございますけれども、こちらのほうは改正後は第243条の2の8と改正をされたことによりまして、現在で条ずれが起こっている状況でございますので、この是正を行うために3つの条例を改正するものとなっております。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、第1条で新宮町水道事業及び下水

道事業の設置等に関する条例の第5条中、第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるとしておるところでございます。

また、第2条で新宮町監査委員条例の第3条中、第243条の2第3項を第243条の2の7第3項に改めるとしております。第3条におきましては、新宮町簡易水道事業及び、相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例においての第5条中、第243条の2の2第8項を、第243条の2の8第8項に改めるとしておるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

2ページ、3ページに参考資料といたしまして、新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第108号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第108号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第109号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第109号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第109号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,735万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳出より説明させていただきます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費、4節共済費、縣市町村職員共済組合負担金につきましては、保険料の見直しにより増額するものでございます。1款2項1目事業費、12節委託料の船舶設計等委託料につきましては、令和4年4月に北海道知床で発生しました遊覧船事故に対しまして、国の事故対策委員会において取りまとめられました対策として、救命いかだの積載が義務づけられるもので、

新宮に積載するために必要となる船の安定に関する計算や積載設備に関する設計を委託するものでございます。実際の積算につきましては、新宮の場合は、令和6年9月の定期検査までが期限となりますので、その定期検査に合わせて整備する予定としております。

歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金にて、収支調整を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第109号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第109号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第110号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第110号議案、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第110号議案、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,355万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,644万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、1款1項1目2節給料、3節職員手当等において、10月の人事異動による職員給与の過不足を補正し、12節委託料におきましては、法改正による国民健康保険税の産前産後の減免に対応するためのシステム改修費を計上しております。2款2項1目18節、負担金補助及び交付金の一般被保険者高額療養費負担金、2款5項1目18節、負担金補助及び交付金の葬祭費につきましては、本年度の決算見込額が当初予算額を上回る見通しとなってきたため、本年度中の不足見込額を補正計上させていただきます。5款1項1目特定健康診査等事業費におきましては、育児休業の代替職員として、任用を開始いたします会計年度任用職員の報酬及び関連経費を計上しております。

続いて、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして、8、9ページをお願いいたします。歳入予算、4款1項1目1節普通交付金を2,951万4,000円増額し、5款1項1目2節職員給与繰入金、こちらに関しましては人事異動の歳出補正に合わせて減額をするものでございます。収支調整といたしまして、6款1項1目繰越金を442万5,000円増額するものとなっております。

続きまして、第2条、繰越明許費の補正について説明いたします。4ページでございます。お願いいたします。このたび、補正計上いたしました国民健康保険税の産前産後減額に対応するためのシステム改修委託料につきましては、その作業が国の指示を待ちながら、来年令和6年の夏頃まで作業を進めていく必要がありますので、今回の分372万9,000円を全額繰越し補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。今の説明ちょっと気になったのでお尋ねするんですが、ここで補正予算を組んで全額繰越しというのは、執行を全くしないわけでしょ、全額繰越しということは。どういうことなのか、理由は分かりますけど、ここで補正予算を組む必要性があるんですかね。

○議長（松井 和行君） 住民課長。

○住民課長（堺 好行君） はい、お答えいたします。

こちらに関しましては、令和6年1月に施行される新しい制度の対応を兼ねたものがメインになっております。したがって、このタイミングで補正予算をいただきまして、業者契約しシステム改修をしていくんですけども、この後、新しい制度が始まった後も、国のほうから段階的に執行状況を調査するような仕組みを段階的に、こちらのほうが受けていくような形になってしまいます。その内容がまだ発表されておらず、その都度対応していくことになりまして、今回のシステム改修に関わる契約が、始まりは今年度中なんですけど、完了するのが来年の夏頃ということになってしまいますので、契約とその予算の支出、こちらが来年度にスライドしてしまうというようなことで、繰越しのほうの予算要求をさせていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 追加で説明させていただきますけども、システム改修のスケジュールが今年度から始まって、来年度までかかるということが分かっておりまして、今年度中につきましてはいつ始まるか分からない、まだ確定はしていないということと、スケジュール自体がもう来年度までかかるのは確定しているんですね。そのために、今年度中に契約をして、

契約をする必要がありますので、今年度の予算に計上し、その部分を繰越しして来年度まで事業を行って、システム改修の事業を行っていただくための予算措置となっております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） ちょっと考え方として、正しいのかどうかを確認させてください。要するに、契約をする以上は予算の裏づけがないと契約ができないと。だから、今年度中に予算を計上して契約だけすると。しかし、実際に決済、その他が発生するのは次年度になるので、繰越明許ですよということで理解すればいいんですかね。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） はい。今年度から契約のみではなくって、事務委託自体が始まるというふうに考えていただいて、なおかつ施行終了が来年度にかかるというふうな形になるのかなど。議員がおっしゃられましたように、今年度中に契約だけをして、来年度施行という形になる場合は、債務負担という形で予算措置をさせていただいておりますので。

はい、よろしいですね。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第110号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第110号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第111号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第111号議案、令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第111号議案、令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,711万9,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、1款1項1目2節給料及び3節の職員手当等、こちらにつきましては、10月の人事異動による職員給与の過不足の補正となっております。3款1項1目22節の償還金利息及び

割引料におきましては、歳出還付に関わる還付金と還付加算金合わせて125万円計上させても
らっております。このうち、先日は全員協議会で説明させていただきました今回、新たに判明し
た過去分の還付を行うための予算、こちらが内訳として101万円。その残りが、今年度中の通
常業務で発生してくると予想されます還付の予算不足の補正でございます。

続いて、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。歳入予算、
この補正予算の収支調整といたしまして、4款1項1目繰越金を156万9,000円増額する
ものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第111号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第111号議案は原案のとおり可決されました。
ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に会議を開きます。

先ほどの横大路議員の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不適切発言があった場合
には善処いたします。

日程第15. 第112号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第112号議案、令和5年度新宮町水道事業会計補正予算
についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第112号議案、令和5年度新宮町水道事業会計補正予算につ
いてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和5年度水道事業会計予算第3条
に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款水道事業収益は、補正予算額8万円を減額し、合計7億2,260万5,000円

とするものです。

支出、第1款水道事業費用は、補正予算額388万6,000円を増額し、合計の7億3,230万円とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費388万1,000円を増額し、合計の6,763万3,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明します。1款1項3目総係費は、10月の人事異動に伴い、給料等の人権に関するもの388万6,000円増額するものです。

次に、収入の説明をします。1款2項2目補助金、他会計補助金も同じく、人事異動に伴い、児童手当補助金を8万円減額するものです。4ページから6ページにかけて、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第112号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第112号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第113号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第113号議案、令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第113号議案、令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和5年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額516万8,000円を増額し、合計の9億4,147万5,000円とするものです。債務負担行為、第3条、予算第5条に定めた債務負担行為の予定額を次のとおり補正するものです。事項、新宮中央浄化センター医薬材料費、期間、令和6年度、限度額を1,762万

円とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費13万4,000円を減額し、合計の4,910万8,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を説明いたします。1款1項3目中央処理区管理費、薬品費529万円は、安定した汚水処理のため使用薬品の選定、洗浄回数の見直しにより、使用量が増えたことによる薬品費の増でございます。同じく、4目総係費の給料等の人件費は、10月人事異動に伴い、12万2,000円の減でございます。4ページから6ページにかけて、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第113号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第113号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第114号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第114号議案、令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第114号議案、令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,983万1,000円とするものです。10ページ、11ページをお願いします。

歳出について説明いたします。1款1項1目排水施設管理費、12節委託料は引き抜き汚泥量が多かったことにより、汚泥運搬委託料3万8,000円の増、13節使用料及び賃借料は、同じく汚泥量が増えたことにより、玄界環境組合じん芥処理場の使用料5万1,000円の増でございます。8ページ、9ページをお願いします。

歳入につきましては、3款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金8万9,000円で収支調整

を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第114号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第114号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第115号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第115号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第115号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億8,713万4,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正につきましては、5ページをお願いします。第2表繰越明許費につきましては、5事業を計上しています。2款3項システム改修委託料につきましては、氏名の振り仮名法制化に伴い、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加する必要が出たため、戸籍情報システムや住基システム等の改修の必要がありますが、年度内のシステム改修が見込めないため、本補正予算に計上し繰り越すものでございます。

3款2項こども計画策定業務委託料は、こども大綱の閣議決定が予定よりも遅れ、こども計画のアンケート調査が年度内に完了できないため、繰り越すものです。

8款4項社会資本整備事業は、補助金が再配分されたことにより、追加で上府～三代線の整備工事を行うため繰り越すものです。

10款3項施設整備工事設計委託料は、2件ございますが、新宮中学校柔道場・剣道場及び新宮東中学校武道場に空調設備を整備するための設計委託料で、6年度に工事を実施するため本補正予算に計上し繰り越すものです。第3表、債務負担行為補正は、追加としまして5項目計上しております。サーバーリース料は、令和6年10月に仮想サーバーを更新するにあたり、機器の

調達に時間を要していることから、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するものです。

次の2項目、令和6年度から拡充し支給する子ども医療費及びひとり親家庭等医療費につきましては、先ほど上程されました子ども医療費の支給に関する条例及びひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の改正案に伴う拡充部分の医療費の予算措置を行うものです。

JR新宮中央駅自由通路等清掃委託料及びそびあしんぐうの施設維持管理委託料は、令和6年度開始とともに事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するものです。期間、限度額については記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。款を追いながらの説明の前に、人件費に関わるものを説明いたします。10月1日付けで実施された人事異動に伴うもの、職員の育児休業や病休に伴うもの及び職員の時間外手当、扶養状況等の変更に伴う関連手当について、全般的に補正を行っております。

16、17ページをお願いします。2款1項1目一般管理費、18節職員派遣負担金は、福岡県介護保険広域連合から派遣されている職員の給与等に係る負担金を計上するものです。特定財源としまして、21款5項3目1節派遣職員人件費返納金698万4,000円のうち、130万7,000円を充当しています。

2目広報広聴費、10節印刷製本費は、インク代、紙代等の高騰に伴う単価の増により、Active新宮の印刷製本費が不足するため増額するものです。

5目財産管理費、11節不動産鑑定料及び12節用地測量委託料は、上府北1丁目の町有地の有効活用を図るため、処分に係る費用を計上するもの、14節庁舎等整備工事費は、当初、電気自動車を役場とそびあしんぐうに配置する予定にしておりましたが、役場に2台配置することとしたため、電気自動車普通充電設備工事費を増額するものです。

18、19ページをお願いします。2項2目10節印刷製本費は、令和6年度当初課税用の印刷物の単価の増などにより増額するもの、12節システム改修委託料は、令和4年度の税制改正により、固定資産税情報の相続税法第58条通知の電子化に対応するため、システムの改修や検証テストを行う必要があり計上するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、12節システム改修委託料は、先ほど繰越明許費でも説明しましたとおり、氏名の振り仮名法制化に伴い、戸籍情報システム、附票システム、住基システム及びコンビニ交付システムの改修を行うため計上するものです。

特定財源としまして、15款2項1目1節及び3節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充当しています。

22、23ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、22節生活困窮者就労準備

支援事業費等補助金返還金は、令和4年度実績に基づく返還金です。

4目老人福祉費、10節印刷製本費は、高齢者福祉の窓口案内チラシを作成するため、12節介護予防教室実施委託料は、地域介護予防教室の開催が当初の見込みよりも増えたため、19節老人針灸あんま施術料扶助費は、利用者が増えたため増額計上するものです。6目重度障害者医療対策費、22節重度障害者医療費県補助金返還金は、令和4年度の実績に基づき返還するものです。7目障害者福祉費、12節システム改修委託料は、令和6年度障害者福祉サービス等報酬改定に伴うシステムの改修を行うため計上するもので、特定財源としまして、15款2項2目3節障害者自立支援給付支給支払等システム事務費補助金を充当しています。

24、25ページをお願いします。19節障害児自立支援給付費及び訪問入浴サービス給付費は、当初の見込みより利用が増えたため増額するもので、特定財源としまして、15款1項2目2節障害児施設措置費国庫負担金、2項2目3節地域生活支援事業費補助金及び16款1項2目2節障害児施設措置費負担金、2項2目4節地域生活支援事業費補助金を充当しています。

22節障害者国庫支出金返還金及び県支出金返還金につきましては、実績に基づき返還するもの及び事業者の指定取消しに伴い返還するものを計上するものでございます。内訳としまして、国への返還金は、実績に基づき返還するもの、1,034万円。事業者の指定取消しに伴うもの10万5,000円、県への返還金は、実績に基づき返還するもの517万1,000円、事業者の指定取消しに伴うもの、5万3,000円となっております。特定財源としまして、21款5項3目1節、障害者自立支援給付費返還金、これは、事業者からの返還金になりますが、29万3,000円のうち、15万7,000円を充当しています。8目、介護保険事業費の特定財源は、21款5項3目1節派遣職員人件費返還金698万4,000円のうち567万7,000円を充当しています。

2項1目児童福祉総務費、19節子育て支援施設等利用給付費は、利用者の増により増額するもの、次のページにかかります22節償還金利子及び割引料は、それぞれの事業の実績に基づく国や県に対する返還金を計上しております。特定財源としまして、15款1項2目3節子育てのための施設等利用給付交付金、16款1項2目4節子育てのための施設等利用給付交付金県負担金を充当しています。

2目母子等福祉費、22節ひとり親家庭等日常生活事業費補助金返還金は、実績がなかったため返還するものです。3目児童福祉施設費、13節入退室管理システム使用料は、学童保育所の入退出システムの導入を来年度から行うこととしたため全額減額するものです。

22節償還金利子及び割引料は、実績に基づく国や県に対する返還金を計上しております。4目シーオーレ新宮管理費、14節施設整備工事費は、受水槽が漏水しているため改修工事を行うものです。

5目子ども医療費対策費、10節から12節は、令和6年4月からの子ども医療の拡大に対応するため、医療証や送付用の封筒の印刷製本費、医療証や医療機関への案内を送付する郵送料、制度改正に対応するためのシステム改修委託料を計上するものです。

19節子ども医療費は、当初の見込みよりも増えたため増額するもので、特定財源としまして、16款2項2目8節子ども医療費補助金を充当しています。

6目ひとり親家庭医療対策費、10節印刷製本費及び11節郵便料金は、4月からの制度改正に伴うもの、12節保険請求書審査委託料は、当初の見込みより件数が増えたため増額するもの、22節ひとり親家庭等医療費県補助金返還金は、実績に伴い返還するものです。特定財源としまして、16款2項2目9節ひとり親家庭等医療費補助金を充当しています。

28、29ページをお願いします。4款1項3目母子衛生費、11節郵便料金は、出産・子育て応援事業に伴う郵送回数が増えたため増額するもの、22節出産・子育て応援費補助金返還金は、実績に伴い返還金を計上するものです。特定財源は、発達支援事業に関する補助金が確定したため、15款2項3目2節児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金を計上し充当しています。

30、31ページをお願いします。4款2項2目18節生ごみ堆肥化容器等購入助成金は、当初の見込みより申請件数が増えたため増額するものです。

6款3項2目水産業振興費、18節漁業用燃料価格高騰対策支援事業補助金は、補助単価等の増により増額するものです。

32、33ページをお願いします。8款1項1目土木総務費、12節分筆登記測量事務委託料は、当初の見込みより件数が増えたため増額するものです。2項3目交通安全施設費、14節交通安全施設工事費は、単価、施工箇所の増により増額するものです。

34、35ページをお願いします。4目駐輪場施設管理費、10節修繕料は、福工大前駅駐輪場の入退場システムの無停電装置修繕のため増額計上するものです。

36、37ページをお願いします。9款1項3目消防施設費、14節消防設備工事費は、原上の防火水槽のフェンス取替工事を行うため計上するものです。

10款2項小学校費ですが、各小学校管理費において、窓ガラス清掃委託料を計上しております。これは昨年度、網戸を設置したことに伴い、清掃委託料が増額となったためです。

8目新宮東小学校管理費、10節修繕料は、現在故障しております給食調理室等の自動ドア開閉装置の修繕を行うため計上するものです。

10目新宮北小学校管理費、10節光熱水費は、当初の見込みよりも電気代及びガス代が不足するため増額するもの、17節学校管理用備品購入費は、開校時から使用しているファイルサーバーの買い換えや来年度入学の児童が使用する特学用のカットアウトテーブルの購入のため計上するものです。

38、39ページをお願いします。3項2目新宮中学校管理費、10節消耗品費は、来年4月からの生徒増、特別支援学級数及び先生の増に対応するためのものです。光熱水費は、当初の見込みより、電気代及びガス代が増えたため増額するものです。

12節施設整備工事設計委託料は、繰越明許費でも説明いたしましたが、柔道場及び剣道場の空調設備整備のための設計を委託するもの、14節施設整備工事費は、特別支援学級を2クラス増設するため、17節学校管理用備品につきましても、生徒数等の増に対応するため増額するものです。

4目新宮中学校相島分校管理費及び6目新宮東中学校管理費においても、小学校費と同様に、昨年度の網戸設置に伴い、12節窓ガラス清掃委託料の増額を計上しております。

6目新宮東中学校管理費、10節光熱水費は、当初の見込みより、電気代及び上下水道代が増えたため、12節施設整備工事設計委託料は、こちらも繰越明許費で説明いたしましたが、武道場の空調設備整備のため設計を委託するもの、17節学校管理用備品購入費は、来年4月からの特別支援学級の増に対応するため計上するものです。

5項1目幼稚園総務費、22節償還金利息及び割引料は、次のページにかかりますが、それぞれの事業の実績に基づく国や県に対する返還金を計上しております。

4目新宮東幼稚園費、11節じん芥収集委託運搬料は、閉園に伴う不要物の処分に係る費用を計上するものです。

42、43ページをお願いします。13款2項1目18節児童手当負担金は、人事異動に伴い、水道事業会計の児童手当負担金を減額するものです。

3項6目宿泊税交付金基金費、24節基金積立金は、宿泊税交付金の額の確定により増額するもので、特定財源としまして、16款2項6目2節宿泊税交付金を充当し、7款1項3目観光費の財源更正を行うものです。

次に、歳入について説明いたします。10、11ページをお願いします。14款1項6目4節公園使用料は、Park-PFIにより設置した屋内テニスコートのふれあいの丘公園の令和5年度分公園使用料を計上し、8款4項2目公園費に充当するものです。

12、13ページをお願いします。20款1項1目1節前年度繰越金で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） ちょっと町長に人件費で、ちょっと全般的にお伺いしたいんですけど、今度Active新宮に職員の給与の、国家公務員のラスパイレス指数が載っておりますけど、新宮町は96.6ということでちょっと低いなというふうに、私自身は思っているわけ

ですけど、国家公務員を100にして、ちょっと低いなという感じを持っておるとですけど、その辺りについて町長として、どういうお考えを持ってあるか、お伺いしたいと思います。

それと、Active新宮の中に時間外勤務手当も載っておりますけど、平均的に1か月すると3万8,000円ぐらいですけど、今日もちょっとNHKのニュースであっておりますけど、個人で突出した時間外勤務をして、うつ病等になったとかというような報道等もあっておりますので、新宮町として個人的に突出して残業が多いという職員はいないのか。ちょっとその辺りもお伺いしたいというふうに思います。

それと、もう1点ですけど、産業振興課長にお尋ねします。こみんかみかんのところがありますけど、こみんかみかんの前に庭木等が植えてあると思いますけど、私が見た限りじゃ3本ぐらい枯れているんじゃないかなということで、お客さん対応するようなこみんかみかんで、木が枯れて、そのまま放置されているというのは、いかがかなという感じはします。それと、裏のほうに駐車場がありますけど、見た限り、もうちょっと枯れているかもしれませんが、石垣のところにお客様が駐車されるのに、雑草がえらく生えて、やはりお客様を歓迎するという意味では、草刈りなんかをしてから、ちゃんと対応していかないかとじゃないかなというふうに思いますけど、その点についてお伺いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

まずはじめに、ラスパイレス指数の件ですけれども、国家公務員の給与を平均にして96パーセント程度ということでございますが、入庁時の計算の仕方にもよる、計算の仕方というか計算の仕方によって、高卒で入ってくる職員が多いのか、大卒で入ってくる職員が多いのかということも影響してまいりますし、ちょっと私が聞いたのは、ちょっと前のデータですけれども、郡内と比較しても大体真ん中ぐらいであるというふうに聞いておるので、極端に低いということはないのではないかなというふうに感じております。

ただ、私も職員として働いておる時、ラスより低いというような何かやっぱりちょっと仕事のやる気といいますかね、そういったものにもやっぱり職員としては影響してまいりますので、それは100に近づけたら、それはいいんでしょうけれども、周辺とのバランス等もありますので、その辺は考慮して今後もやっていきたいというふうに考えます。

また、極端な個人的に超勤が多い職員の件ですけれども、そうですね、僕が見る限りは、当然その職務ですね。それぞれの課によって、時期的にグッと多くなる時期もあるし、それが終わればガタンと減るところもありますので、またそういった個人によって非常に超勤が多い少ないというのは、これは前々から庁議等で話しておりますけれども、そこは所属長が気をつけて、1人が忙しいんじゃないなくて、それをできるだけ周辺の職員に割り振ったりですね、業務をですね。

そういったことをやって、1人だけ突出した超勤時間にならないようにという配慮は、それぞれの各所属長はもう常感じて課内を見ておるといふふうに思っておりますので、そういった職員はいないのかなといふふうには思っております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） こみんかみかんの管理について、お答えさせていただきます。現在、職員のほうもこみんかみかんのほうには行っておりまして、今のところ、そういった報告は受けておりませんでしたので、改めてそこら辺、調査して対応を検討してきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 産業振興課長、ぜひ見て確認されてほしいと思えますし、それについては、地元の方から、庵原くん見てくれよといふふうな形で、見た限りではやっぱり枯れとかなといふ感じがして、お客様相手でこみんかみかんの働いている方が分からんのかなといふ意見等も出てきておりますので、その辺りについては調査して対応していただきたいなといふふうに思えます。

それと町長、職員ですけど、新宮町いろいろありますし、いろんな形で区画整理とかいろんな形で新宮町、事業が非常に多いといふふうに思っておりまして、やはり職員が働きやすいということは、やはり今、町長言われましたように、平均で真ん中というより新宮町の職員として、一生懸命働いているということであれば、ある程度、そのあたりについては職員の給与等を上げて貢献して、やはり100に近づくといふふうな形で、私は検討されてもいいんじゃないかなと。必ず職員の給与が真ん中ということじゃなくて、やはり働き具合によっては、やはり糟屋管内でトップぐらいを目指してもいいような給料が、職員で働いておれば町長として、それは認めてあげていったほうが職員のいろんな採用に当たってもいいんじゃないかなと私は考えますが、またその辺りはお伺いしたいのと、それと超勤、超過勤務についてはないということですけど、そのあたりについては、突出してやはり心神喪失とかならないような形で対応していかないと、やはり町長が管理責任者がありますので、ああいうふうなActiveで見ると、平均ではそんなに時間外はないかもしれませんが、個人的によくその辺りは把握されて心神喪失とかそういうふうにならないように、ぜひ配慮をお願いしたいといふふうに思いますが、給与については、もうちょっと私は職員は上げてもいいんじゃないかなと思えますけど、その辺りはどうですかね。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。ありがとうございます。ただ、人件費に関することですね。職員のやりがいいというところでは、当然、サラリーが1番職員のやりがいいにも影響するところであ

ろうと思いますが、違う面から見ると、財政的なものもありますので、そこを町民の皆さんがどうとらえるかということもあります。やっぱり一生懸命働いている職員には、それに応じた報酬といえますか、そういったことはあつてはいいのかなと思いますけれども、民間ではございませんし、そこがやっている職員とやっていない職員、どう見極めていくかというのも仕事の職員が全体的に仕事をやっていく上で、非常に難しいところでもありますので、特に残業が1人に偏らないようには、議員おっしゃるように常に配慮して、所属長のほうにもそういったものは常に配慮するようにお願いして、そこも私は見ていくべきだろうと思いますが、給料の上げ方については非常にうれしいご意見ですけれども、慎重に検討していきながらやっていければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 給料については、私がずっと見る限りは新宮町はもう国家公務員からラスパイレス、ずっと100以下でずっときているんじゃないかなというふうに思っておりますし、それなりに、ここ10年近くはいろんな形で事業等も増えておりますし、職員は頑張っているんじゃないかという感じを持っております。町長も職員でしたので、ちょっとその辺りは来年度の当初予算に向けて、やっぱり頑張りよるけん、少し上げろかなというふうな考え方があれば、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（松井 和行君） 答弁よろしいですね。ほかにございますか、質疑。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 確認させていただきたいんですけど、電気自動車を導入されると、2台ですかね。というようなお話だったと思うんですけども、世界的な潮流を見たらやっぱりその最近ですね、やっぱり電気自動車がやっぱりよくないんじゃないかっていうような考え方も出てきたりだとか、実際その何か使っている国が使わなくなっているっていう動きがあるっていうふうなことも聞くんですけども、今回の電気自動車の導入というのは、町としてゼロカーボンシティ宣言という、その流れの中での導入というようなことで理解していいんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。おっしゃるとおりゼロカーボンシティ宣言を行った町であるし、CO2削減というのは世界的な現在、潮流ですので、それを用いて導入、そういった考えをもとに導入をしております。ただ、西議員、先ほどおっしゃいましたように、電気自動車が万全な万能な車ではないというふうなことも思っておりますので、その辺は配慮しながらなんですけれども、現在、町のほうには、いわゆるそのEV車はないので、そういったものを導入しながら、逆にそれ導入して、町の行政運営において非常に不便だということであれば、それでも買うのかということ、そこはまた検討しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、技術革

新が進んでいく中で、いろいろ良い面、悪い面はその都度、その都度出てくるかと思いますが、2、3年前までもう電気自動車万能みたいなことを言われておりました。今は、おっしゃるように、違う意見も出てきておりますので、そういったものを踏まえながらやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） では、全面的に今後、EV車にしていくんだというわけではなくて、ちょっと実際どうなのかというか、試すというか、取り入れてやっていって、今後、しっかりとどう取り組んでいくかというの決めていくということの理解でよろしいですかね。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。ある程度は、やっぱりEV車を取り入れていこうと思います。今の状況ではですね。また、それだけではなくて、現在、調査を行っておりますけれども、公共施設での太陽光パネルの導入とかですね、そういったもの全体を含めて、ゼロカーボンシティには取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今年度2台かな。2台もう既に購入しておりますので、来年度も今検討しているところですので、今回2台入れてしばらく買わないということではなくて、現在のガソリン車の買換え時期がくれば、基本的にEV車だという考えは持っております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。ちょっと確認させてください。22、23ページです。

3款1項4目12節介護予防教室実施委託料が増えているということで、どのぐらい、その利用が増えてきたのかということが1点と、もう1点が30、31ページの4款2項2目18節の生ごみ堆肥化容器等購入助成金、ちょっとこれ私の勉強不足で、制度の概要とどのぐらい利用があって、どのぐらい増えているかっていうのを教えてください。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。介護予防教室についてですけれども、今現在ちょっと増えてきているのが地域介護予防教室ということで、令和4年度につきましては、1年間で30回ほどあったものが、令和5年度につきましては、10月までの7か月間で28回実施をしております。コロナが落ちついてきたということで、地域でのサロン等が活性化されてきている影響かというふうに考えております。ちょっと今後の増加の状況が分かりませんが、それに対応できるようにということで、今回補正をさせていただいております。以上です。

○議長（松井 和行君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい。お答えさせていただきます。

この30ページ、31ページの件なんですけども、生ごみ堆肥化容器の補助なんですけども、これにつきましては家庭の生ごみの減量とリサイクルの促進のためということで、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器、コンポスト容器でございますが、その購入に対して助成金を出しているといった状況でございます。これにつきましては、各世帯にお配りしてありますごみの出し方というパンフレットがありますけれども、その中にも1ページにかけまして紹介しているといった状況でございます。それで今回11万9,000円補正になりましたけども、要望していますが、最近、令和元年度以降になりますと、元年度は16機助成、2年度が18機、3年度が27機、4年度が20機ときておりまして、今年度はこの辺の状況を見まして、当初21機を予定しておりましたが、もう既に17機申請がきておりまして、申請の相談があつての4機もでございます。それと、12月以降の申請の状況例年の状況を見まして、当初21機の予定だったのを29機に増やすといったことで、この金額の補正を計上させていただいている状況でございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。どちらも申請が増えているということは、とても喜ばしいことかなと思っています。地域介護のほうをもう1回聞きたいんですけど、これ利用する行政区が増えたということなのか、行政区の利用回数が増えたということなのか、どちらにもなります？どちらもなのか、どちらかになるか。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。利用されてある地域につきましては、10か所前後ということで変わってはいないです。で、それぞれがご利用される回数が増加しているという状況です。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第115号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第115号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第116号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第116号議案、工事請負契約の変更について。

町道的野～寺浦線道路改良工事、第4工区を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第116号議案、工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

町道的野～寺浦線道路改良工事（第4工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を1億602万2000円。うち消費税及び地方消費税額は963万8,200円に変更するものでございます。変更前の金額1億825万6,500円。うち消費税及び地方消費税額は、984万1,500円と比較をいたしまして、223万6,300円の減額となっております。2、契約の方法は随意契約でございます。理由といたしまして、町道的野～寺浦線道路改良工事（第4工区）について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。（1）変更理由といたしまして、道路改良工事を実施するに当たり、機械掘削が困難なため小段排水工及び縦排水工の構造変更及び出来形数量に変動が生じたことにより工事費用を減額するもの。また、既設の私道路への取付位置や線形について、地元地権者との調整ができ施工することや湧水を処理するための雨水管を布設することにより工事費を増額するという、増減どちらの要因もございますけれども、最終的には減額という形となっております変更でございます。（2）といたしまして、契約の相手方を参考のため記載をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。この件は、9月に9月やったかな。増額、1,000万円ぐらいかな、増額の補正をして、今回、多分それに伴うところが大きいんでしょうけど、減額という形になって、これ自体がその増額、地域の住民の方との協議で増額になるっちゃうのは分かるんですけども、増額の補正をして、そしてその部分に関するところが多いと思うんですが、減額になったということで、まずですね、これこの設計は誰がっちゃうか、どこがっちゃうか、担当課だと思うんですが、されたのかというのが1点。

それとですね、そもそも9月の追加の時もそうなんですけど、書いてあること、提案理由は書いてあるんですけども、どういうふうな追加工事だったのか。それちょっと分かりやすくね、できるだけ、お答えいただきたいということですね。

それとですね、9月の時に増額の理由としてね、補助金を有効に執行し事業の進捗を図るためということで、301メートルやって、縦排水工が40メートル、そして集水桝が10か所ということをおっしゃったんですね。補助金を有効に執行するというのは、どういう意味なのか。

その3点かな。お願いします。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。お答えいたします。

まず、設計のほうですけど、これ都市整備課のほうで対応しているところがございます。それと、9月の内容につきましては、9月の議会のときにもご説明いたしましたけれども、工事内容を3つ目の質問とも関連してきますが、補助金の有効な執行ということで入札減というふうに当初なっておりましたので、その分を有効に活用して、次回する分を増額して対応するというふうな内容で、9月補正の場合は対応させていただきました。今回この減額というのが、それに伴うというあれよりも、この理由にも書いておりますが、法面を段切りしておりますけれども、その段のところがちょっと軟弱な地盤だったということで、側溝を布設するのがちょっと難しいということで、そのところの設計変更に伴って、今回の分は予算的に減額になったということになっております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっと分かりづらいところもあったんですけどね。まず、9月に追加の予算じゃなくて、当初の契約ね。当初の契約でね、小段排水といいますかね、301メートル追加が出たんですけど、当初、排水自体、当初の計画ですよ。排水自体は229メートルしかないんですね。縦排水とかいうのも20メートルしかないんですよ。そして、集水柵っていうのは5基なんですね。それで、1,000万円の追加をした時に、301メートル追加になっているんです。柵も増えたりとか、そういうふうになっているんですね。この会社が契約したときに、229メートルしかないのに、追加として300メートルっちゃうのはね、どういう意味なのか。それが全く分からない。今ね、軟弱地盤だったので、そこを改良して整えたということをおっしゃったんですが、229メートルしかないのに300メートル施工というのはね。どういうことなんですか。この第4工区、第3工区もしたんですよ、実際。どこ、第3工区にかかっているんですか。それとも、第5工区にかかっているんですか。その点が解せないんですよ。そして、今回の減額補正。全くちょっとどういうふうな流れなのかっちゃうのは全く分からないんですよ。そのところをちょっと詳細に丁寧に説明していただけますか？

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。延長に関しましては、これは2つ目にお尋ねになられたことにもちょっと関連はしてきますが、後の第5工区にもちょっと関連はしてきておまして、先ほども申しましたけれども、当初の入札で、当然入札、一般入札、競争入札やっておりますので、その減額が出てきておりますので、それを有効に活用して延長できる部分まで、次の工区の方まで含めて延長対応をするというふうなことで対応したということで、9月補正のときは増額

補正ということでさせてもらっております。以上です。

○議長（松井 和行君） 暫時休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時57分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課、山下主幹。

○都市整備課主幹（山下 辰也君） はい。お答えします。

9月に増額変更させてもらった分は、補助金がつきましたので、その分を執行するために増額させてもらっております。その分で延長が増えたということになっております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 補助金が出ているので、それを消化するためにというのはありうる話やけども、それをするためには、有効に使わないかんと思うんですね、予算を。要は、延長を10メートル伸ばすとか、そういうことであればいいんでしょうけど、全然伝わらないんですよ。

先ほども言いましたけどね、ちょっと聞くけど、そしたら、その排水、小段って言うんですか。排水、当初の契約は229メートルだったんですよ。ね。追加で301メートルってなってるね。これは、要は、第4工区ですよ。ね。第5工区まで伸ばしたのか。それとも、第3工区の部分をやったのか。でね、縦排水、これ20メートルなんです。当初の契約ですよ。だから、それが追加でよ、40メートルになっているんですよ。ね。補助金使うために、言ったら、せんでいいところまでせんでいいでしょ。別にする必要ないですよ。ね。この意味合いが分からない。

それと集水桝。当初5基ですよ。それが追加で10基になっているんですよ。ね。その必要があるのかなと思うんですよ。だから、何かこれね、前に言っとったほうがよかったのかもしれないけども、今回、減額補正なので特段ね、議案に対してどうこうちゅうなことはないんですが、やはりそこら辺しっかりやっぱり説明できるようにしとかないかん。だから、その補助金についてもね、補助金を有効に執行し事業の進捗を図るためっていうことを書いてあるんだけど、それ自体が補助金が出ているので、何でもいいや、もう使っておこうや、みたいな話なのかね。やっぱりしっかりそこを整理して答えてもらわないと、今の話ではちょっとなかなかね。答弁がちょっと間に合っていないっていうな感じはするんですけど、いかがですかね。

○議長（松井 和行君） 山下主幹。

○都市整備課主幹（山下 辰也君） はい。先ほど言われた3工区のか、5工区のかというお

話になりますと、5工区で予定しておいた工事を前倒しといたしますか、その分を先に4工区です
るような形にしましたので、もともと予定していたものを前倒したということになります。

○議員（9番 北崎 和博君） 全部ですか。

○都市整備課主幹（山下 辰也君） はい。全部。工事内容全てが、もともと計画していたものを、
5工区で予定したものを4工区に入れたというふうな内容になります。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。だったらね、前回の追加の時に、そういうふうな説明がな
ぜできなかったんですか。補助金を有効活用するとかじゃなくて、いつもありますよね、土地区
画整理事業とかでも、もう前倒してやりますとかいうことありますけども、前回9月の時にはそ
ういう説明じゃなかった。ね。結局、301メートルですよ。いいですか。229メートル、こ
の4工区のね、施工面積が。なら5工区のほうに、301メートルやったわけ？じゃないんでし
よ。違いますよね。柵にしたって、縦排水にしたって40メートル、これ5区にあったんですか。
じゃないですよ。集水柵も10基増え、10基プラスしている、追加している。これ5工区
の分ですか、多分違うと思うんですよ。だから、そこをもし5工区のほうに、それを使ったとい
うことであれば、5工区に何メートル、5工区に使いましたということをちょっと説明いただけ
ますか。アバウトでいいですよ。

○議長（松井 和行君） 山下主幹。

○都市整備課主幹（山下 辰也君） はい。4工区の増額する分、増工する分を確認しまして、そ
のあとに5工区の精査を行っておりますので、もともと5工区に入っていた分を使ったという意
味よりも、4工区を精査した後もう1回、5工区のほうで数量を見直したというふうな形にな
ります。以上です。

○議長（松井 和行君） ここで13時10分まで休憩いたします。

午後12時04分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。

午前中は、説明が不十分で申し訳ございませんでした。お手元のほうに追加資料として、図面
のほうを配付しておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょ
うか。これ的野～寺浦線の全長になりますけれども、こちらのほうの工事長L283.4メート
ル、この範疇がここに示しておりますとおり、第3区以降の工事の範囲となっております。黒い

文字で書いてある部分、その部分が、第4工区としては当初に工事を計画した部分になります。左側の水路、それに右側のほうの山の掘削ですね。そちらのほう、第4工区として当初計画した分です。それで入札をかけた結果、先ほどから申しておりますとおり、入札残出ましたので、この赤い文字で書いてある部分、こちらのほうの工事を追加発注をしております。そして、年度末になりまして、内容を全部精査しまして、今度左側のほうになりますが、青い文字で書いております。今回あげております小段の工法変更等で、水路等の工法変更で減額になっているのをこの中で示しておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

説明としては以上になります。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。すみませんね。お昼前に、何かこんなことをさせて。食事はちゃんと取れましたですか。1点はね、工事延長、工事長ね、工事長さ283メートルね。これが、要は4工区、3工区以降って書いてあるじゃん。で、今4工区が何か青とか言われたんですけど、3工区が249メートルあるっちゃないと？これ工事長さが283メートルっちゃうのはちょっとよく分からないので、説明いただきたい。

それと、これは現地でいくと、上のほうが的野、上のほうが的野よね、で寺浦のほうに抜けるっちゃう感じですよ。その確認と、それと補助金を有効に使おうということをおっしゃったんですが、これ多分、これ全体で全体の工事に対しての何パーセントとかいうことじゃなかろうかと思うんですが、その補助率とか、補助金がいくらぐらい出ることかっちゃうのは、把握してありますか？

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。

まず、ちょっと順番が逆になりますが図面の左上のほうが的野側になります。右下のほうが寺浦側になります。それと、この工事長、283.4メートルってありますが、この枠で囲っている直線部分が283.4メートルで、この工事270メートルっていうのは、左側のほう1、2、3、4段に小段に切っております。それぞれの長さを合計した場合が、270メートルになるということになります。法面は真っすぐ落としていませんので、階段状に落としておりますので、それぞれの段工事の延長の合計が270メートルという形になります。以上です。

○議長（松井 和行君） 山下主幹。

○都市整備課主幹（山下 辰也君） はい。補助金につきましては、その年度に工事ができる内容を精査しまして、その分で要望しております。補助率は50パーセントで、今年度は要望に対しまして大体80パーセントほど内示をいただいているような状況です。以上です。

具体的な金額は、この的野～寺浦線と別事業もありまして、同じ内容の補助金になりますので、

この路線だけではないんですが、この事業を含む補助金の要望が8,600万円に対して、6,879万9,000円の内示が補助金をいただいているような状況です。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） もうあんまり私が1人で何か言ってもあれですけども、ということね、3工区以降って書いてあるところは、的野から寺浦のほうに向かって、先に赤のところ3工区、要は寺浦側、的野側を残して寺浦側を工事して、そして、この青のところ、的野側をやったんですか。ということ？できないね、これ。これ3工区と4工区の振り分けて分かるんですかね。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。まず、今のご質問ですが黒い文字でやっているところが第4工区、当初に計画をした部分になります。4工区は赤い文字、左下のほうに第1回変更というふうに書いております。全部4工区、9月に変更した部分がこの赤い文字になります。青い文字は、今回第2回目で変更した部分ですが、工区と、この場所からこの場所までが第3工区、第4工区、第5工区と区切っているわけではなくて、この工事長283.4メートル全体の中で、工事を発注しておりますので、その工事ごとで工区というふうに分けておりますので、ここからここまでが第3工区である、第4工区であるというふうな区分けは今回はうっておりません。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、この図面に基づいて今回の補正については、補助金を有効に使うと。ただ、50パーセントやから有効に使うっていても、あんまり意味がないのかなって感じがするんですけどね。全体の工事量の50パーセントなのか分かりませんが、あまり何か意味をなさんのかなというふうに思います。だから、今回のこの1,000万円あって、200万円減額したってところはあれですかね、4工区のこの赤のところ、この部分についての追加が1,000万円出ましたと。そして、黒のところ、青のところ、これが今回の200万円の減額対象というふうな形でよろしいですか。要は、1,000万円自体が、3工区の何か工事をしたとか、そういうことはないということよろしいですかね。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 赤の工区が1,000万円の増額で、青の部分が今回の減額ということになっております。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第116号議案、原案の

とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第116号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20. 第117号議案

○議長（松井 和行君） 日程第20、第117号議案、新宮町立相島保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長補佐。

○子育て支援課課長補佐（阿部 仁君） それでは、第117号議案、新宮町立相島保育所の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

新宮町立相島保育所の指定管理者の指定について、次のように指定管理者を指定するものでございます。1、施設の名称、新宮町立相島保育所。2、指定管理者の住所、福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号、呉服町ビジネスセンター5階。名称及び代表者は、株式会社テノ. コーポレーション、代表取締役、池内比呂子。3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。提案理由といたしまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、新宮町立相島保育所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。

次のページに参考資料といたしまして、選定結果の概要を記載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上で終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。相島保育所の件でございますけど、現在の入所者数といえますか。ここを利用されている保育児の数とか、今後3年程度先の見込みとか、そういうのが分かれば、この場で教えていただきたいと、以上です。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長補佐。

○子育て支援課課長補佐（阿部 仁君） はい、お答えいたします。令和5年度の現在の入所児童につきましては、合計で9名となっております。その後、来年、再来年につきましては6名程度、ただし3年過ぎた後につきましては、3名程度まで減る可能性がございます。そのために、入所児童の数を見ながらということで、指定管理期間を3年と定めたものでございます。以上でござ

います。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第117号議案、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第117号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第118号議案

○議長（松井 和行君） 日程第21、第118号議案、新宮町立学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第118号議案、新宮町立学童保育所の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

1、施設の名称、新宮町立学童保育所。2、指定候補者、所在地、福岡県福岡市中央区大名2-8-22。名称、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社。3指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

提案の理由としまして、新宮町公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例の規定に基づき、新宮町立学童保育所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお願いします。参考資料としまして、選定結果の概要を載せさせていただいております。今回選定に当たりまして、公募をしたところ3団体からの応募がありました。その中で第1に、子どもの安全安心を確保できるという観点と、今後の継続性について着眼をしまして、今回選定のほうは、採用させていただいております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。これ5年間でね、3億8,100万円ということは、単年度で7,600万円ぐらいですか。現状が6,700万円ぐらいで契約をやっていますよね。これは加配も含んでいるのかどうか、この金額にですね。それと、以前3年ぐらい前だったですかね。利用者の負担金額というのもちよっと上げざるを得ないんですよっていう話がちらっとあったんですけど、これは、そういう利用料金というか、この辺のアップというものを考えられている

んですか、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えいたします。

今回の指定管理料の中に、加配の分については含まれておりません。通常の学童保育の運営に関する経費というふうを考えております。人件費の増額や物価上昇分について、ある程度見込んだ上でのこの金額の設定とさせていただいております。あと、利用者の負担についてですけれども、利用料金の増額については、今後検討したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第118号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第118号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 報告第22号

○議長（松井 和行君） 日程第22、報告第22号、専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第22号、専決処分の報告について、ご説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

1 ページをお願いをいたします。専決第9号、専決処分書。令和5年9月28日に職員が公用車で、古賀市旧勤労者研修センターに行き、駐車するため後進をしようとしたところ、ギア操作を誤り、車両が前進し、当該施設のプロパンガスボンベに接触したことにより、ガスボンベ及びガス配管を破損させた事故につきまして、これに対する損害を賠償し和解するものでございます。1、損害賠償額は5万5,000円。2、損害賠償及び和解の相手方は、別紙に記載をしておりますので、ご参照ください。3、和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。公用車の事故というのは、非常にあまり名誉なことじゃない。十分皆さんも注意はされてあると思うんですけども、どうしても車でいろいろ業務につく中、こういうのも今後もありうるものが考えられますので、今回の事故を受けた再発防止策、再発防止についてどのように職員の皆様に啓発されているのか、教えていただきたいということでございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。再発防止といいますか、今回の事故につきましても、ギア操作の誤りというところで不注意によるものというようなところで、公用車自体に原因なり何なりがあるというものではないというふうに思っておるところでございます。それで、これはもう公用車に限ったことではないんですけれども、車の運転の際には十分気を引締めて、運転するようというようなところで周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。今回は、物損ということで、賠償額5万5,000円、当然その車両の修理代とかも今後かかってくると思うんですが、こういうのが今後、続かないように、皆さんにしっかり指導していく必要があるんでしょうけど、こういう周知徹底は常に口酸っぱくどんどん言っていかないと、大きな事故につながるということですから、氷山の一角というふうな形で捉えていただいて、今後しっかりとやっていくということで、職員の皆さんの意識を高めて、また組織としてもこういう事故防止の再発防止に徹底を図るというぐらいの強い意気込みで進めてもらいたいと思います。これがもう町民の信頼を高める一つの方策だと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 操作ミスということですけど、大体今、公用車はほとんどオートマチックじゃないかなと思うんですけど、この公用車についてはギアなんですか、それともオートマチック。オートマチックだったら、レバーを入れ替えるだけで、そんなに操作ミスにはならないというふうに思いますけど、どのような公用車ですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。今回、事故を起こしました公用車につきましては、オートマチックの公用車でございます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） オートマチックとすれば、課長も分かりますけど、レバーのあれ

を操作をしないと、前進とRのあれがレバー操作ができないと思いますけど、そういうふうな形で職員がバックしようと思ったのが、前進に入れたというのがちょっと理解できないとですけど、その運転手は運転歴も長いと思いますけど、本当にこういうようなことの、レバーのミスだったのか、ちょっとその辺りについてはちょっと疑問が残るとですけど、本当にレバーミスなのかどうかっちゃうのは確認、本当にそういう操作やったんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。その辺は、事故状況の確認等も含めまして、どういった運転操作をやっておったのかというところで確認をとったところなんですけれども、当然、現地までは前進で行きまして、駐車する際にバックにギアを入れ替えるというギア操作が通常考えられるところであるというふうに思っております。その中で、前進から一旦ニュートラルに戻して、リバースのほうに入れる際に、また再度、前進のほうに入れてしまったというようなのが事故の状況のようでございます。それで、こういった形でギア操作を誤ったというふうに、報告させていただいておるところでございます。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第23. 報告第23号

○議長（松井 和行君） 日程第23、報告第23号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第23号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから4ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せさせていただいております。令和5年8月1日から令和5年10月31日までで、予定の価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で10件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で6件でございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で17件、特別会計はございませんでした。水道事業会計、公共下水道事業会計で4件でございました。参考資料といたしまして、入札結果表を添付しております

ので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第24. 報告第24号

○議長（松井 和行君） 日程第24、報告第24号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時36分散会
